

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、記載を誤った住民票の写し等を交付したことによる損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和6年11月8日

【概要】

令和6年4月24日、芝浦港南地区総合支所において、職員が相手方（合同会社）の代表社員である個人の転入手続を行った際に、住所の記載を誤って住民登録を行い、誤った住所が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付しました。これにより、相手方が行った商業登記が誤った住所による商業登記となり、その更正手続に要した費用に相当する額の損害賠償です。

【損害額】

損害額（更正手続に要した費用）は、次のとおりです。

相手方：33,400円

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

33,400円